

【イギリス】 2011 年テロリズム防止調査措置法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2005 年テロリズム防止法に代わる 2011 年テロリズム防止調査措置法が新たに制定された。新法の趣旨は、個人の自由を大幅に制限するものとして問題とされてきた旧法上の管理命令の制度を廃止し、これに代わるテロリズム防止調査措置の制度を新設することである。

制定の経緯

労働党政権時代に制定された 2005 年テロリズム（以下「テロ」）防止法（2005, c.2、以下「2005 年法」）には、テロリストの疑いがある者に対し、そのテロ活動への関与を防止し又は制限するため様々な義務を課する管理命令の制度があった。特に 1998 年人権法で国内法化された欧州人権条約第 5 条（人身の自由）の適用除外を指定する適用除外指定の管理命令（*derogating control order*）は、24 時間の外出禁止により事実上自宅軟禁が可能となる等個人の自由が大幅に制約されかねないものであった（注 1）。

2010 年総選挙後に成立した保守・自民連立政権の政権綱領では、管理命令の制度を速やかに見直す方針が示され（注 2）、2011 年 1 月 26 日、政府は、管理命令等のテロ対策及び治安権限の検討の結果及び勧告（注 3）並びにその付属資料を公表した。

同年 5 月 23 日に政府が下院に提出したテロ防止調査措置法案は、両院の議決を経て女王の裁可を受け、12 月 14 日に 2011 年テロ防止調査措置法（2011, c.23、以下「2011 年法」）として制定された。2011 年法は、テロからの公衆の保護に焦点を絞り、より人権制限的でない措置を通告して処分を行う制度を導入するものであり、本則 31 か条に 8 の附則を伴う。以下、2011 年法の主な内容を紹介する。

テロからの公衆の保護に関する新制度（第 1 条～第 4 条及び第 1 附則）

2005 年法では、同法に例示された義務以外の義務を管理命令により課することができることとされていたのに対し、テロ防止調査措置（*Terrorism Prevention and Investigation Measures*）の内容は、2011 年法第 1 附則（テロ防止調査措置）第 1 章（措置）に規定する措置に限定される。テロ防止調査措置は、所定の住所における夜間滞在を求め、警察署への日報を求め、特定の場所又は地域から退去させること、特定の個人に対する連絡を防止すること、海外渡航を禁止すること等である。国務大臣は、所定の条件に適合した個人に対して処分内容となるテロ防止調査措置を通告することにより、その対象者のテロ活動への関与の防止等を目的とする処分を行うこと（以下「TPIM 通告処分」）ができる。

処分の更新限度（第 5 条）

2005 年法における管理命令の有効期間は 12 か月間とされていたものの、その更新

には限度が設けられていなかった。管理命令に関する政府の検討結果に従い、2011年法は、有効期間1年のTPIM通告処分の延長を1回限りとした(第5条)。これにより、その処分の対象者が新規テロ活動に関与したと信ずるに足りる相当な理由がなければ、改めてTPIM通告処分を行うことができないこととなった(第3条第2項)。

裁判所による処分の審査(第6条～第9条及び第2附則)

国務大臣は、裁判所に対し、原則としてTPIM通告処分を行う前にその許可を求め、急速を要する場合には事後に国務大臣のTPIM通告処分の決定に明らかな瑕疵がないことの確認の申請をしなければならない。裁判所は、TPIM通告処分の事前の許可又は事後の確認をした場合には、更にその処分に関し完全な審理をしなければならない。

処分の変更等及び処分に関する不服の争訟(第12条～第18条、第3附則及び第4附則)

TPIM通告処分の対象者は、国務大臣に対し、その処分に関する異議申立て(TPIM通告処分の取消し又はその処分内容の変更の申立て)をすることができる。国務大臣は、取消し又は有効期間の経過により既に失効したTPIM通告処分の回復をすることができる(第12条～第15条及び第3附則)。TPIM通告処分の延長若しくは回復又はTPIM通告処分に関する異議申立ての却下があった場合には、その処分の対象者は、更にその不服の争訟を提起することができる(第16条～第18条及び第4附則)。

その他

国務大臣は、各議院の同意の必要な命令による延長がない限り、2011年法の制定から5年を経過した時にTPIM通告処分を行う権限を失う。国務大臣は、原則として同様の命令により、緊急を要する場合には各議院の同意の不要な命令により、当該権限を回復することができる(第21条)。また、議会の解散からその後最初の女王演説までの間に緊急の必要が生じたときは、国務大臣は、施行期間を90日以内として、暫定的に強化されたTPIM通告処分を行う権限等を定める命令を制定することができる(第26条及び第27条)。

注(インターネット情報は2012年3月26日現在である。)

(1) 岡久慶「英国『2005年テロ防止法』」『外国の立法』226号, 2005.11, pp. 44-82.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000390_po_022602.pdf?contentNo=1>

(2) *The Coalition: our programme for government*. May 2010, p.24. <http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition_programme_for_government.pdf>

(3) *Review of Counter-Terrorism and Security Powers Review: Findings and Recommendations*. Jan. 2011, Cm 8004. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm80/8004/8004.asp>>

参考文献(インターネット情報は2012年3月26日現在である。)

・ *Explanatory Notes: Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011*.

<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/23/notes/data.pdf>>